

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定更新について

京都府健康福祉部障害者支援課

児童福祉法の規定により、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設は6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。つきましては、京都府の更新手続きについて、下記のとおりお知らせします。

記

(1) 対象となる事業者等

児童福祉法に基づく次の指定事業所等

- ① 指定障害児通所支援事業者
(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)
- ② 指定障害児入所施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)

※指定障害児相談支援事業者(障害児相談支援)の指定更新については、事業所所在地の市町村にご確認ください。

(2) 更新手続き

原則、指定の有効期間満了日の2ヶ月前の該当月中において、更新申請の受付を行います。

例)令和元年10月1日指定(令和7年9月30日指定期間満了)の場合

:更新申請の受付期間は令和7年7月1日～7月31日

(3) 申請窓口

(別添「事業者指定等の受付窓口」を参照ください)

指定障害児通所支援事業者:管轄する保健所福祉室

指定障害児入所施設設置者:京都府健康福祉部障害者支援課

(4) 申請方法

指定更新に必要な書類を事業所所在地を所管する保健所に郵送してください。(ただし、收受印を押した控えが必要な場合は、申請書類のコピー及び返信用切手付の返信用封筒を同封してください。)。また、封筒には、「指定更新申請書在中」と明記してください。

(5)申請書類

- ①指定更新に係る添付書類一覧
- ②指定(更新)申請書(様式第1号)
- ③事業所の指定更新に係る記載事項(付表1~8)※
- ④付表の添付書類※
 - 添付書のうち必ず提出願う書類
 - ・誓約書(参考様式6)
- ⑤適正なサービス提供の確認資料※
 - ・実地指導の結果通知及び改善報告書の写し(直近のもの)
 - ・第三者評価を受診している場合はその結果通知等の写し又は申込書(3年度以内に受診したものをすべてを添付)
- ⑥介護給付費等算定に加算体制等に関する届出書※
 - ※③:多機能型については、各付表と付表6を併せて提出すること。
 - ※④:付表の添付書類(誓約書を除く)については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要とします。
 - :誓約書及の添付は、同時に複数のサービスの申請を行う場合(指定満了日が同一の場合)については1部で構わない。
 - ※⑤:「第三者評価」とは京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構実施のもの。
 - ※⑥:添付書類については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要。

(6)更新申請に当たっての注意事項

- ・同じ事業所番号の事業所でも、指定満了日ごとに更新申請書の作成が必要です。
- ・有効期間満了日までに申請がないと、更新指定は受けられません。
- ・以下に該当する事業者は指定更新を受けられません。
 - ア)指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設設置者の更新の欠格要件に該当する事業者
 - イ)京都府からの改善勧告に従わず、公表された事業者
 - ウ)改善命令及び停止処分を受けた事業者。ただし指定更新時点までに改善がなされ、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。